

公開された日韓会談関連外交文書について

吉澤文寿

はじめに

二〇〇五年は日本の敗戦、そして朝鮮の解放から六〇年にあたる。さらに、日朝関係の文脈でいえば、今年には韓国保護国化から一〇〇年目にあたる。このような節目の年において、韓国では官民挙げて、いわゆる「歴史問題」に対する積極的な活動が行われている。とくに、今年二月に発足した「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」は少しずつ体制を整えながら、植民地期における強制動員による朝鮮人の被害実態を調査している。この動きに呼応して、日本でも七月一日に「強制動員真相糾明ネットワーク」準備委員会が在日本韓国YMCAで総会を開き、同ネットワークを発足させた。このように、日本の市民団体レベルでは歴史究明の「韓流」に鼓舞されながら、日本の戦争責任及び植民地支配責任問題の解決に向けた活動を進めている。一方、日本政府も韓国政府の要請に応じて、遺骨調査及び返還について協力することを約束している。

しかしながら、現在の日本の状況では歴史究明よりも「歴史歪曲」あるいは「歴史忘却」と呼ぶべき動きが目立っている。三月の島根県議会による「竹島の日」制定条例案可決、四月に文部科学省による検定を通過した扶桑社版中学校歴史・公民教科書をめぐり問題、二〇〇一年一月にNHK教育テレビで放送さ

れた、「女性国際戦犯法廷」を素材にした番組にたいする不当改変問題などは「歴史歪曲」の動きである。そして、八月に衆議院で採択された「戦後六〇年」決議案では一〇年前の決議にあった「植民地支配」や「侵略的行為」といった文言をなくして、日本の戦争責任・植民地支配責任について「わが国の過去の一時期の行為がアジアをはじめとする他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、あらためてすべての犠牲者に追悼の誠を捧げる」と表現された。「わが国の過去の一時期の行為」とは何か、この文章では全くわからないので、何を「反省」するのかも不明である。そのような意味で、この決議案は「歴史忘却」の事例といつて差し支えないだろう。

このように展開している敗戦／解放六〇年であるが、その嚆矢となったのが一月一七日の韓国政府による日韓会談（日韓国交正常化交渉）関連外交文書の公開であった。日本、韓国を通じて、政府が日韓会談関連の外交文書を公開するのは今回がはじめてである。今回の文書公開に至るまでには韓国人被害者及びその支援者の努力があった。二〇〇二年一〇月に強制動員被害者一〇〇名が韓国の外交通商部長官を相手に情報公開拒否処分取消を求めて、ソウル行政法廷に訴訟を起こした。これを受けて、裁判所は二〇〇四年二月に原告が公開を要求した五七件のうち、五件の文書について、原告が自らの個人請求権の消滅如何を判断できる資料であるとして公開を命じ

た。しかし、原告の強制動員被害者と被告の韓国政府はこの判決を不服として、それぞれ控訴した。その後、韓国政府が一転して文書公開に踏み切ったため、今年の一月一日に原告と被告の双方が控訴を取り下げた結果、先の判決が確定したのである。

ここで、日韓会談について簡単に述べておきたい。日韓会談は一九五一年一〇月から予備会談が始まり、一九五二年二月から本会談に移行して、一九六五年六月に日韓基本条約及び諸協定が締結されるまで、七次にわたって断続的に開かれた。日韓会談では国交正常化問題のみならず、日韓間の懸案についても討議された。そのうちの重要な問題が日本の植民地支配の清算問題であった。

韓国政府は日本政府に対して個人請求権を含む対日請求権を主張し、一九六〇年一〇月から一九六二年三月まで韓国側の請求項目について討議が重ねられた。韓国側の請求項目は有価証券、郵便貯金、給与未払金、恩給といった「民事上の請求権」、すなわち植民地支配責任とは直接関係のない財産請求権から戦時動員による死亡及び負傷にたいする補償要求までに至るまで、様々であった。ただし、全体的に言えば、韓国側の対日請求権は「日本を懲罰するための報復の賦課ではなくて、犠牲の回復のための公正な権利の理性的要求」(大韓民国外務部政務局「対日賠償要求調査書」一九五四年、一頁)だったといえる。しかし、日本側は「民事上の請求権」のうち、証明可

能な請求のみを認め、他の主張を全て退けた。すなわち、日本側は植民地支配に起因する被害を全く認めなかったのである。

そして、一九六二年三月から日韓会談は対日請求権の具体的討議が十分尽くされないうま、対韓経済協力金の額をめぐる折衝へと移行した。その結果、一九六二年末の太平・金鍾泌会談の結果、無償三億ドル、有償二億ドルを主要内容とする対韓経済協力の実施によって、対日請求権問題は「妥結線」を見ることになった。この「妥結線」は経済不況を打開したい日本、経済開発を急ぐ韓国、日韓会談の仲介役として、東アジアにおける反共体制の強化を図る米国による原則的合意と呼ぶべきものであった。そして、この合意に沿うかたちで、一九六五年六月までに請求権および経済協力協定が条文化されたのである。

今回公開された五件の文書はいずれも一九六三年以降のものであり、太平・金鍾泌合意という「妥結線」の範囲で交渉担当者が最終的な討議を進めた記録である。以下、公開された外交文書の内容について解説したい。なお、今回紹介する資料は全て韓国の外交安保研究院でマイクロフィルムとして保管されている。そのため、資料のタイトル以外にフィルム番号、ファイル番号、総コマ数を併記した。同院を訪問する際、入り口でパスポートなどを預けてから、マイクロフィルム閲覧室においてある目録を見て、担当の職員に申請すれば閲覧可能である。それ以外に特別な手

続は必要ない。

『第六次韓日会談請求権関係資料、一九六三』(フィルム番号C-10008、ファイル番号〇九、総二二三コマ)

このファイルには以下のような製本資料四冊が収められている。(一)『韓日会談 一般請求権問題』(外務部作成、一九六三年三月五日付)、(二)『請求権の解決及び経済協力の増進のための協定要綱(案)』(経済企画院作成、一九六三年二月九日付)、(三)『第一次経済開発五カ年計画補完計画B案』(経済企画院作成、一九六三年二月一〇日付)、(四)『対日賠償及び借款輸入方式についての検討内容の中間報告』(賠償(無償分)の引受手続と国内処理問題)。

まず、『韓日会談 一般請求権問題』は請求権問題の性格、日韓会談の交渉経緯、韓国側が提出した八項目の対日請求権に対する日韓双方の立場の対照表で構成されている。「問題の性格」という節では在朝日本人財産が米軍政府によって接収され、大韓民国樹立後に韓国へ移譲されたこと、対日平和条約で韓国の対日賠償権が認められず、同条約第四条の規定により「民間の財産上の債権債務関係」について日本と協議することになったことが説明されている(七〇九コマ)。また、「四次会談までの経緯」と「第五次及び六次会談の経緯」という節では米國務省による対日平和条約第四条に対する見解にしたがって在朝日本人財

産に対する日本側の請求権主張が撤回されたこと、そして先述した韓国側の対日請求権討議から「政治的解決」にいたる過程が説明されている(九〇三三三三)。

とくに、「政治的解決」に至った理由については、次のような記述があげられる。「このような根本的な対立状態では両側がどのような法律論と事実論を繰り返しても、時日ばかりが所要されるのみで、何の解決も求めることができない。個人間の債権債務関係というとき、当事者間の協議で解決されない場合は訴訟によって判決を求め、問題を解決できるが、国家間のこのような問題はひたすら両国政府間の『合意』に到達する方法のほかには解決の方法がない。このような合意に到達するためには結局八箇項目を細目別に法律関係と事実関係をただす方法ではない、別の方法によらざるを得ない」(二八〇一九〇)。

以上のような説明は大韓民国政府発行『日会谈白書』(一九六五年三月)でも行われている。当時の韓国では学生及び野党勢力が中心となつて、朴正熙政権の対日交渉を「売国外交」「屈辱外交」として強く非難していた。彼らは日本の朝鮮支配が三六年に及んだにもかかわらず、例えば賠償額が五、五億ドルに上ったフィリピンの事例に比べると日本からの金額があまりに少ないと主張していた。これに対して、韓国政府は『白書』を通じて、韓国の対日請求はいわゆる戦争賠償要求ではないこと、韓国政府が在朝日本人財産を取得し

たこと、そして「政治的解決」が不可避だったことなどを挙げて、政府の対日交渉方針の正当性を主張したのである。このような韓国政府の説明が一九六三年三月、請求権問題についての「妥結線」成立直後に準備されていたことが分かる。

次に経済企画院が作成した二つの資料のうち、『請求権の解決及び経済協力の増進のための協定要綱(案)』では日本による対東南アジア賠償の事例を参考に、韓国が効率的に日本からの資金を活用するための方策が提示されている。例えば、「対日賠償金の効率的な使用方案に対する建議」のうち「主導権問題」という節では、「東南アジア諸国は技術陣の貧弱さにより日本に主導権を奪われ、巨額の賠償金であっても老朽施設を高値で導入し、莫大な損失をみて、有名無実な賠償を受けた結果となつた」として、「国際市場における専門的な知識と高度の購買技術だけが主導権掌握の絶対的な要件であり、関鍵である」(一四五〇一四六〇)としている。「第一次経済開発五カ年計画補完計画B案」は日韓国交正常化に伴い、韓国政府が一九六二年から一九六六年までと設定した第一次経済開発五カ年計画の修正案である。

最後の『対日賠償及び借款輸入方式についての検討内容の中間報告・賠償(無償分)の引受手続と国内処理問題』の作成者及び作成日時は不明である。この資料で注目されるのは「賠償」という用語についてである。タイトル

にもあるように、ここでいう「賠償」とは無償援助三億ドル分を指す。さらに同資料中にある「賠償物資等販売代金の国内処理法案」という節には次のような記述がある。

一、まず民間保有対日債権の返済がなければならぬ。すなわち、政府広告を通じて民間保有対日債権を一定期間に申告するようにし、申告された債権は再び法的根拠と証拠が確実なものを取捨選択し、まず総額を把握し、その次に全債権の清算方法が決定されねばならず、

二、賠償というものの性格自体が日本国民の韓国国民全体に対する贖罪の意味があるので、可能な限り賠償代金の恵沢は全国民に広範囲に均霑されねばならない。原則的に公益事業と公共事業(橋梁、道路、学校、鉄道、病院など)に優先的に充当投資されなければならないが、わが国の事情にかんがみて、賠償の一部と有償借款で導入される資本財と国内施設と運転に所要される内資金融基金により、相当部分が使用されることは不可避であろう(二〇五〇二〇六〇)。

この記述から窺えることは韓国政府が日本からの無償経済協力の中から国内補償を実施しようとしていたことと、無償経済協力を公益事業及び公共事業に充てようとしていたことである。もつとも、このような提案が無償経済協力を「日本国民の韓国国民全体に対す

る贖罪」とするフィクションを前提にしている点を付言せざるを得ない。日本政府は対韓経済協力の性格について、「賠償」「贖罪」という表現を用いたことがない。

『再開 第六次韓日会談請求権委員会会議録及び経済協力問題、一九六四』（ファイル番号C一〇〇〇九、ファイル番号〇七、総一五六コマ）

このファイルは公電、会議録、資料などを中心に（一）「会議録 第一次 一九六四、三、一二」、（二）「対日請求権協定交渉に伴う経済協力問題」という項目に分類されている。

（一）「会議録 第一次 一九六四、三、一二」には一九六四年三月一二日に行われた「請求権委員会」（日本側では「請求権及び経済協力委員会」と呼んだ）の会議録とそれに付随する諸資料（請求権及び経済協力協定の文案等）が収められている。韓国側代表団はこの会議に臨むにあたって、協定文の内容について政府から詳細な訓令を受けていた。その訓令には在日朝鮮人（原文は「日本国に居住する韓国民」）の請求権について別途交渉することを条文化することも含まれていた。また、韓国政府が朝鮮半島における唯一合法政府であるという立場から朝鮮半島北半部の請求権も日韓会談で解決されるべきだと主張していた。しかし、日本側は朝鮮半島北半部の請求権問題を同地域の「当局」と話し合うべきだと主張していた。訓令ではこの点について明文化しないよ

うにして、それぞれの政府が国内で説明する方法が示された（五〜一三コマ）。

しかし、いざ会議が始まると、日本側の西山昭外務省経済協力局長は同時に進行している日韓農相会談で討議されている「漁業問題の進展状況をみて今後の会談進行に関して決定することにしよう。日本側代表団はこれ以上の訓令を受けていない」と発言した。このような日本側の消極的な姿勢に韓国側の李相徳代表は「会談を続けるのではないのか。挨拶だけで散会する会談のためにわれわれが高い旅費を払ってきたのではない」と反発した（二七〜一八コマ）。日韓会談を通じて、韓国側が請求権及び経済協力を重視したのに対して、日本側は韓国政府が近海に設置を宣言した李承晩ラインを撤廃させるために、漁業交渉に重点を置いていた。このような日韓間のギャップがこの会議でも表出した。

（二）「対日請求権協定交渉に伴う経済協力問題」には経済企画院が作成した「対日請求権資金の使用に関する方案（案）」（一九六四年二月五日付）及び「大韓民国と日本国間の請求権の解決及び経済協力の増進に関する協定及び実施細目（案）」（同年二月六日付）の他、日本のマスコミが注目した個人請求権の国内補償をめぐる公電が収められている。経済企画院が作成したこれらの資料には個人補償についての記述が全くない。

韓国人の個人請求権について、韓国政府の各省庁間で行われた交信の内容は次の通りで

ある。まず、一九六四年二月三日付の公電で、経済企画院経済企画局は外務部亜州局に「協定が締結されれば、個人の請求権は消滅し、政府がこれを補償しなければならぬのか」と問い合わせた（七五〜七六コマ）。これに対し、外務部亜州局は二月五日付の公電で次のように説明した。「対日請求権の金額は双方の法理論と事実認定に著しい差があり、結局金・大平合意により政治的に一括妥結されました。しかし、これは個人請求権が消滅したのではなく、政府は個人請求権を各項目別に対処するために、認否の基準及び「補償」方法を講究する立場にあります」（七七〜七八コマ）。すなわち、外務部は個人請求権を国内で解決しなければならぬという見解を示した。

この回答を受けて、経済企画院、財務部などの関係省庁が個人請求権問題の解決方法を検討し始めたと思われる。その一端が四月七日付で財務部が経済企画院に宛てた公電に窺える。財務部は、個人所有の財産に対する政府の補償処置についての問い合わせや陳情が増えていることを受けて、「民間人保有の対日財産についての補償措置を講究する上で（一）補償を要する財産の種類、（二）補償額、（三）補償方法などに関して様々な複雑な問題が起る恐れがあるので、関係機関との協議の下で事前に適切な対策を樹立することが求められます」と進言している（一三八〜一三九コマ）。

そして、外務部の回答から三ヶ月後の五月

二日に経済企画院は改めて外務部に対して、次のように質問した。(一)「現在進行している請求権の解決交渉が妥結される場合、民間人保有の対日財産請求権は削減されるのか、もし削減されるなら国際法上の根拠は何か」、(二)「現在進行している対日交渉は民間が保有する対日財産請求権の補償を前提にしているのか、または個別的な補償をしないのか」、(三)「補償をしない場合、国内法上様々な問題はどのように処理する方針なのか」(二三七コマ)。

外務部は五月八日付の電信で、これに回答した。まず、(一)について、国際法上の根拠について明言を避け、先の交渉経緯を説明するにとどめた。また、(二)と(三)については、先の政治的妥結により韓国人の個人請求権も含めて解決することになるとして、「政府は個人請求権保有者に補償義務を負うことになる」という考えを示した。この点について、外務部は次のように付言した。「個人が正当な請求権をもっている場合は政府がこれを補償すべきだと考える。その際、われわれが日本側と交渉した時に問題となった点、すなわち(一)請求権の法律根拠、(二)証拠の提示問題、(三)日本円で表示された請求権のレート問題などが検討されるべきである。さらに、補償の対象を決定する際にも慎重に決定されるべきであるから、このための政府関係機関の協議と対策樹立があるべきである」。(一四二コマ)。つまり、外務部は国内で補償措置を

行う際にも、日韓会談で討議された点について慎重に検討すべきだと述べた。実際に、これらの論点は日本側が韓国側の請求権を極力厳しく見積もる際の基準として提示されたものである。

さらに、外務部は「個人請求権に対する補償問題は請求権関係で政府が日本から受け取る金額の使用用途及び国家予算と密接な関係があるので、対策樹立のための検討を直ちに始めるのがよい」(同前)と述べた。外務部は日本からの経済協力資金の中から国内補償措置を実施しようとしていたのである。以上のような説明は先に紹介した「対日賠償及び借款輸入方式についての検討内容の中間報告…賠償(無償分)の引受手続と国内処理問題」にも現れていた。

『第七次韓日会談請求権及び経済協力に関する協定内容説明及び資料、一九六五』(フィルム番号C一〇〇一四、ファイル番号〇一、総一八八コマ)

このファイルには「請求権及び経済協力に関する協定内容説明」という文書と「請求権及び経済協力に関する協定及び付属文書案」及び「各国賠償関連協定規定対照表」という資料が収められている。

「請求権及び経済協力に関する協定内容説明」という文書の作成日時はわからないが、「序説」に「去る六月二日、韓日両国間に締結された請求権及び経済協力に関する諸協定

は…」とあることから日韓基本条約及び諸協定が締結された一九六五年六月二日以降に作られたと推定できる。同文書の「結言」には次のような記述がある。「今まで請求権問題全般を概観したが、今回の協定は同じ系列に属する日本の対連合国賠償協定に比べて非常に大きな違いがあり、韓国にはなほだ有利になつていことが分かる。この間、一部の人士たちは今回の協定の内容について懐疑的だったが、その大部分が条文の意味を正確に理解できないところから来る誤解でなければ、故意による歪曲に過ぎなかった。今回の協定は国土開発を通じて自立経済に向かうわが国の特殊な事情が相手側の立場が許容される範囲内で充分に反映されたばかりでなく、このようなわれわれの努力を最大限に支援できるように考えられている」(二四コマ)。つまり、この説明資料も韓国国内の反対勢力に反論するためのものであった。他の二つの資料のうち、とくに「各国賠償関連協定規定対照表」が以上のような主張を裏付けるために作成されたものと思われる。

『第七次韓日会談請求権関係会議報告及び訓令、六五・全二巻(第一巻、六五、三、一八〜四、三までの交渉)』(フィルム番号C一〇〇一四、ファイル番号〇二、総一一六コマ)

一九六五年四月三日に東京で請求権、漁業、「在日韓国人」(日韓協定によって法的地位が規定されたのは「韓国籍」の在日朝鮮人のみであつ

た)の法的地位問題という三懸案の合意内容について、椎名悦三郎外相と李東元外相が仮調印を行った。このファイルに収められているのはこの日に至るまでに韓国側代表と韓国政府との間で取り交わされた公電である。このときに話し合われた議題は多岐にわたるが、本稿ではとくに拿捕漁船に対する補償問題と文化財問題について取り上げたい。

まず、日本側は一九六五年三月の段階で、李承晩ライン「侵犯」を理由に韓国側に抑留された日本漁船に対する補償を韓国側に要求した(一五コマ)。同年三月二二日に外務省が作成したと思われる「請求権問題に対する日本側の立場」という文書の「日本側財産及び請求権」という項目にも「拿捕漁船に関しては日本側に請求権あり」としている(二七コマ)。もちろん、これは大平・金鍾泌会談以前には全く提起されなかった議題であった。ただし、この日本側の主張は「公海自由の原則」に基づく李承晩ラインの完全撤廃に向けて、韓国側に「貸し」を作るための交渉技術であった。結局、この「請求権」は四月三日の合意内容において、韓国側の対日請求権とともに「完全かつ最終的に解決」されることで合意が成立した。これらの合意内容は四月三日の時点で非公表事項とされた。

また、韓国側は植民地期に朝鮮で用いられ、解放後に日本側に移管されてしまった船舶、及び朝鮮半島にあった文化財の返還を日本側に要求していた。韓国側は船舶及び文化財の

問題について、請求権委員会で討議された対日請求権とは関係ないものと主張してきた。しかし、日本側はこの主張を認めなかった。とくに、文化財については、韓国側が不法に略奪したものであるとして「返還」を要求していたのに対し、日本側は「韓国側に請求権なし」としながら「ただし、権利義務の問題を離れ、文化協力の一環として若干の国有文化財の贈与を考慮」と主張していた(二六コマ)。

結局、この問題については四月三日に調印された「請求権問題解決及び経済協力に関する合意事項」第六項において、「日韓間の文化財問題の解決及び文化協力の増進に関連し、品目その他につき協議の上日本国より韓国に対し韓国文化財を引渡す」とされた(八七コマ)。この合意事項も四月三日の段階で非公表とされた。この点について、対日交渉にあたった金東祚は四月一日付で外務部に送った公電を通じて、韓国側の苦しい立場について次のように報告していた。韓国文化財引き渡しに関する基礎的な原理において、韓国は請求権として権利行使をするという立場であり、日本は権利の存在自体を否認し、文化協力の一環として韓国文化財を引き渡すというところであり、双方の基本的姿勢に違いがある。だから、この両者の見解の違いを根本的にはつきりと解決できず、文化財に関する李・椎名了解事項の文化財に関する第六項のような表現で妥協したのである。したがって、結果的には文

化財引き渡しに関する具体的交渉において、韓国側が日本側の友好的な協力を促しつつも、(文化財返還という)権利の主張を強く打ち出せないかも知れないということを了解していただきたいと思えます(五八〜五九コマ)。

『第七次韓日会談請求権関係協議報告及び訓令、六五・全二巻(第二巻、六五、四、三)署名後の請求権及び経済協力委員会、一九六五、四〇六』(フィルム番号C-100一四、ファイル番号〇三、総四七六コマ)

このファイルには四月三日の仮調印以後、請求権及び経済協力問題に関する合意事項を条文化するために開かれた「請求権及び経済協力委員会会議録」(四月二〇日から五月三一日まで七次にわたって開催)、『請求権及び経済協力委員会 導入手続に関する』課長級専門家会議会議録(六月一日から七日まで五次にわたって開催)、『協定条文化作業を促進するための』ニューオオタニ会談(六月一日から一四日まで)関連資料、『未解決な問題点の討議及び条文化作業のための』ヒルトン会談(六月一五日〜二一日まで)関連資料が収められている。

これらの資料のうち、とくに注目したいのが「請求権及び経済協力委員会」第六次会合の会議録である。五月一四日に日本外務省で行われたこの会合において、日本が供与する経済協力資金の性格をめぐって、日韓は激しく論争した。この論争の背景を説明すると、四月二二日の第二回会合で韓国側から請求権

及び経済協力問題に関する合意文書を作成するにあたって、それに含まれるべき事項について一三項目にわたる「発言要旨」を日本側に示した。これについて、第五次会合で日本側が外務省経済協力局作成の「日韓経済協力の合意方式及び実施方法についての韓国案に対する回答」という文書を提出した。ところが、韓国側はこの文書の題目が「請求権及び経済協力」ではなく単に「経済協力」となっている点を問題視した。

以上のような経緯で開かれた第六次会合の冒頭で、韓国側は「日本側から提出された文書の題目に於いて請求権という用語が落されているが、これは請求権及び経済協力で表現されなければならない」とするコメントを提示した(一七四コマ)。これにたいして日本側の西山昭代表は次のように発言した。請求権及び経済協力問題について、請求権にかんするいわゆる原則的な部分と経済協力にかんする部分をどのように文案に照合させるかと考えるとき、われわれとしては結局請求権及び経済協力にかんする協定という形式になるだろうと考えてはいるが、韓国に対するわれわれの提供はどこまでも賠償のように義務的に供与するものではなく、それよりは経済協力であるという基本的な考えをもっている(一六〇コマ)。以下、論争は間に五分間の休憩を挟みつつ、二時間半にわたって続いた。その論争の一節を以下に示したい。

柳谷：請求権及び経済協力ということにかんしては従来から双方の立場が対立してきたものと思う。日本側は従来から「韓国の経済開発のために」提供するという立場をとってきた。

金代表：この問題はしばらく論議されてきたことだが結局前回の李・椎名合意事項という結果となった。李・椎名合意事項をみると請求権及び経済協力となっており、経済協力ということもあるが請求権的な性格が厳然と表現されている。結局、最初に韓国の請求権の解決ということで話が始まってから日本側の経済協力という考えが出てきて、この二つがともに取り入れられたのである。

西山：李・椎名合意事項はいろいろと解釈することができるところで、とにかく現実には現在われわれが行っている会議は経済協力関係を扱っているのではないのか。

金代表：請求権と経済協力双方を扱っている。大倉：請求権及び経済協力問題は請求権のいわゆる原則的な部分を扱う会合と、経済協力を扱う会合に分かれており、ここでは経済協力を扱っている。

西山：われわれは韓国に対するものが賠償とは異なり、経済協力という面が強いという考えだ。

金代表：請求権及び経済協力委員会がまるで二つあるかのように言うが、われわれが理解するところでは、委員会はどこまでも一つであり、ただ日本側から請求権の原則的な問題

をもう少し具体的に論議する必要があると主張するので、これを受け入れて別途に特別委員会を構成し、この問題を扱うことにしたのではないのか。したがって、本委員会では請求権と経済協力という二つの問題を扱うのである(一六二―一六三コマ)。

すなわち、日本側が対韓経済協力資金を請求権とは別個のものであるとしているのに対し、韓国側は請求権問題の解決手段として経済協力が実施されるのだから、関連があると主張した。先述の通り、遅くとも一九六四年五月の段階で、外務部は日本からの経済協力資金の中から国内補償を実施するという考えを示していた。しかし、その資金を供与する日本側はあくまでこれを経済協力だと主張した。日本側の立場からすれば、この資金を韓国人の個人請求権に対する補償に使用するという発想は生まれないだろう。このように、日韓会談では最後まで請求権問題に対する日韓双方の立場が接近することなく、日韓国交正常化が実現したのであった。

最後に、「請求権及び経済協力委員会」以後の諸会談についての資料も決して無視できない点を付言したい。一九六五年六月の課長級専門家会議以降の最終段階では、条文の一句に自らの立場を盛り込もうとした外交担当者による交渉が行われた。このような条文化作業についても丹念に分析をした労作の一例として、日本とフィリピンとの賠償交渉を

テーマとした吉川洋子『日比賠償外交交渉の研究』（勁草書房、一九九一年）を挙げることができる。

おわりに

以上の検討の結果、今回公開された外交文書によって、一九六三年以降の日韓会談について、韓国国内における個人補償の問題や、公表された声明や宣言等でしかわからなかった交渉内容について明らかにされたことも少なくないといえる。しかし、やはり大平・金鍾泌会談以後の交渉内容という時期的制約があったため、とりわけ強制動員による被害者が知るべき内容はほとんど含まれていないといわざるをえない。すなわち、彼らが知るべき内容とは自分たちがこうむった被害が癒されてこなかった理由であり、自分たちが持っている権利が実現されてこなかった理由である。そして、自分たちの被害を回復させるべき主体が誰なのかということである。この点を日韓会談に即していえば、大平・金鍾泌会談の内容と、請求権問題が政治的妥結に至った日韓会談の内実ということになるだろう。その意味で、今年八月に公開が予定されている韓国政府による第二次日韓会談関連外交文書公開に期待したい。

この点において、韓国政府よりも日本政府こそ文書公開に努力すべきである。日本政府は日朝国交正常化交渉（日朝交渉）が進行中

あるため、案件が継続しているという理由を掲げて、日韓会談の交渉内容がわかる公文書（会議録、公電類）を一切公開していない。しかし、韓国で行われている歴史究明の動きは日本政府が保管している公文書を公開することによって、真の意味で前進するのである。無論、ここでいう公文書とは日韓会談に限らず、朝鮮をはじめとする周辺地域の植民地化及び植民地支配、及び侵略に関する全ての公文書を指す。日本政府は敗戦六〇年、そして韓国保護国化（実質的な植民地化）一〇〇年という節目の年に、みずからの植民地主義の歴史を清算するための誠意を見せるべきである。このことによって、はじめて日本人は周辺諸国からの信頼を得ることができ、みずからを呪縛する植民地主義と偏狭なナショナリズムからも解放されるであろう。

付記：二〇〇五年八月二六日、本稿の校正中に韓国政府による第二次日韓会談関連外交文書公開が行われた。今回公開された文書は一五六件、約三万六〇〇〇コマという膨大な量であった。これにより、韓国政府が保管している日韓会談関連外交文書は全面公開されたといえる。当然ながら、この資料群には大平・金鍾泌会談についての資料も含まれている。今後、これらの資料に対する十分な分析が必要であろう。

しかし、今回の文書公開によっても、日韓会談に臨む日本側の交渉方針、そして仲介役

の米国の立場は充分明らかになったとはいえない。したがって、私たちは今後とくに日本政府による文書公開の必要性を繰り返し訴え続けなければならないだろう。

（よしざわ・ふみとし／大学講師）